

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成24年3月2日

八尾市監査委員	八百康子
同	平田正司
同	花村茂男
八尾市監査委員職務執行者	富永峰男

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八土土総第220号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八健地第246号

平成20年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八建都政第1125号

平成20年度定期監査（水道局）の結果に対する措置の通知

平成24年2月23日付け八水第1800号

平成21年度定期監査（財政部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月22日付け八財財第124号

平成21年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置の通知

平成24年2月21日付け八経産産第121号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成19年度実施土木部定期監査の結果に対する措置等の内容
 旧土木部土木管財課（現土木部土木総務課）

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H23.2.25までの取り組み等の内容	
1 道路占用許可事務について (2) 道路占用許可に関し、八尾市道路占用許可基準を内部資料として保有されているが、その決定手続及び位置付けが明確でなく、公開についても具体の定めがなされていないので、許可の基準を明確に定めるとともに、基準の開示に努められたい。	措置状況	1. 措置済 (平成23年12月29日) 道路占用許可基準については作成しました。 開示については、中部9市など近隣市町村と時期を合わせて行います。	措置状況	2. 措置予定 道路占用許可基準（案）については、平成21年度内に作成していたが、道路占用関係通達等により基準案の修正及び追加をし関係課で調整しているところであり、平成23年度を目標に整理する予定であります。 また、開示については近隣市町村との調整をしながら進めていく所存であります。